

# 宮城県商工会等職員採用資格試験

## 受験案内

宮城県内の商工会または宮城県商工会連合会で勤務する職員採用資格試験を実施いたします。詳しくは次ページ以降をご覧ください。

募集職種	経営指導員 ・ 経営指導員研修生 ・ 事務職員
申込受付期間	令和6年6月3日（月）～7月16日（火）
第1次試験	令和6年7月20日（土） オンライン受験
第2次試験	【経営指導員研修生・事務職員】 令和6年8月5日（月）又は6日（火）の指定する時間帯 【経営指導員】 令和6年8月7日（水）の指定する時間帯
第3次試験	【経営指導員研修生・事務職員】 令和6年8月28日（水）の指定する時間帯 【経営指導員】 令和6年8月30日（金）の指定する時間帯
採用時期	【新規学卒者】 令和7年4月1日付採用 【既卒者】 令和6年10月1日以降付採用

※会社情報や会社説明会等の採用情報は本会ホームページの他、マイナビ2025にてご案内しております。是非エントリーをお願いします。

## 宮城県商工会連合会

【担当課】総務人事部人事研修課

【住所】宮城県仙台市青葉区上杉1丁目14-2

【TEL】022-225-8751

【URL】本会HP <https://www.miyagi-fsci.or.jp/>

マイナビ <https://job.mynavi.jp/25/pc/search/corp101754/outline.html>



## **商工会とは**

**商工会は地域に密着した唯一の総合経済団体、中小企業・小規模事業者の経営支援を行う公的機関です。**

商工会は、地域の事業者が会員となって、ビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体であり、法律（商工会法）に基づき設立された公的団体で、全国の市町村に1,649の商工会があり、約80万もの幅広い業種の事業者等が加入しており、全国的なネットワークと高い組織率を有しています。

また、国や都道府県が行う小規模企業支援施策の実施機関として多種多様な事業を実施しており、併せて様々な中小企業施策を実施しています。

また、各都道府県には商工会連合会があり、広域的に事業者の皆様を支援しています。

宮城県には、県内の市町村（一部商工会議所地区を除く）に33の商工会が設立されており、国、県、各自治体と緊密に連携し、日々中小企業・小規模事業者への経営支援と地域振興の総合的な発展に取り組んでいます。

## **商工会の事業**

**商工会は企業・事業者の持続的発展と地域の活力向上を図る支援を行います。**

商工会が行う事業は大きく分けると下記のとおり2つとなります。

**（経営支援業務）**・・・経営支援機関としての役割

小規模事業者の経営や技術発展のために、経営支援機関としての立場から税務・金融・経営・労務等の各種相談指導、経営革新、創業支援、新商品開発、販路開拓支援等を行う事業です。また、国、都道府県の中小企業・小規模事業者施策を実行します。

**（地域活性化支援業務）**・・・経済団体としての役割

地域の総合経済団体として行政や関係機関と連携を図りながら、豊かな地域づくりと商工業発展のために、地域が抱える問題の解決に取り組んでいます。具体的には、地域のおまつりや産業祭等の企画、商店街イベント、観光・交流事業や市町村の地域振興計画への参画・提言等まちづくりの事業を行うなど、それぞれの地域に応じた特色のある様々な地域活性化への取り組みを行っています。

※ ここでいう「小規模企業」とは、商工会法で定められている商工業者で、常時使用している従業員数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては5人）以下の事業をいいます。

**中小企業・小規模事業者の経営支援と地域の総合的な発展に貢献し、地域唯一の総合経済団体としての使命に情熱と誇りを持って取り組める志の高い方のご応募をお待ちしています。私たちと一緒に宮城県を元気にしていきましょう！**

## 1. 採用職種・採用予定人数

### (1) 経営指導員 若干名

前述のとおり、小規模事業者等の経営及び技術の改善発達を図るための伴走型の経営支援と地域産業・経済等の発展に寄与する地域活性化支援を中心的かつ専門的に行う職種です。

### (2) 経営指導員研修生 1名

経営指導員として必要なノウハウを身につけるために採用後2年間様々な実務及び研修を行い、その後、経営指導員として任命されます。

### (3) 事務職員（補助員・記帳専任職員） 若干名

小規模事業者等の経営支援等にあたる経営指導員を補佐する立場として、税務・労務等経営全般に関する相談支援にあたります。また、商工会運営に関する業務を行うとともに、地域産業の振興に必要なイベント業務等も行います。

商工会職員が日々行う業務は、非常に幅広くやりがいがあり、同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援及び地域の総合的な発展に対し高い使命が課せられています。地域の元気を日本経済の元気に繋げることが私たち商工会の存在意義です。

## 2. 受験資格

### (1) 経営指導員

次の各号の一に該当するもので、令和6年4月1日現在で34歳未満の者

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学は除く。）を卒業したものであって商工鉦業の指導実務又は経営実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有する者
- ② 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業したものであって商工鉦業の指導実務又は経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有する者
- ③ 商工鉦業の指導実務又は経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有する者
- ④ 現に商工会等で勤務している職員については、試験実施年度の末日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学及び短期大学若しくは高等専門学校（高専）を卒業した者にあつては3年以上、高等学校を卒業した者にあつては5年以上業務に従事している者
- ⑤ 公認会計士法の規定による公認会計士、会計士補の資格を有する者
- ⑥ 税理士法の規定による税理士の資格を有する者
- ⑦ 中小企業診断士の登録を受けている者

※指導実務又は経営実務については、最終ページをご参照ください。

## (2) 経営指導員研修生

学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は大学院を卒業又は卒業見込のものであって、令和6年4月1日現在で28歳未満の者

## (3) 事務職員

新制高校卒業程度以上の学歴を有する者で、かつ採用時点までに簿記検定試験制度3級以上の資格を有することが見込まれ（ただし、特例として、受験時点で同資格を有していない場合であっても採用後1年以内の取得が見込める場合は受験可とする）、令和6年4月1日現在で39歳未満の者

※経営指導員研修生を受験する者は、自動的に事務職員の試験も併願受験扱いとするとともに、事務職員で受験申込をした者であっても経営指導員研修生の受験資格を満たす場合は同様に併願受験扱いとする。

## 3. 勤務地

### (1) 令和7年4月1日より勤務可能な方

宮城県内33商工会又は宮城県商工会連合会のいずれかにて勤務となります。

### (2) 令和6年10月1日以降より勤務可能な方

下記いずれかの商工会での勤務となります。

- ①みやぎ仙台商工会（仙台市泉区野村字太斉山 4-6）
- ②多賀城・七ヶ浜商工会（多賀城市伝上山 3-1-12）
- ③くろかわ商工会（黒川郡大和町吉岡南 2-4-10）
- ④若柳金成商工会（栗原市若柳字川南南大通 1-1）
- ⑤南三陸商工会（本吉郡南三陸町志津川字沼田 14-27）
- ⑥宮城県商工会連合会（仙台市青葉区上杉 1-14-2）

※欠員状況により追加される場合あり。

※採用後、一定期間の勤務後は、宮城県内33商工会又は宮城県商工会連合会への異動が伴います。

## 4. 試験日時及び場所

### (1) 第1次試験（教養試験・適性試験・論文試験）

【経営指導員・経営指導員研修生・事務職員】

#### ①教養試験及び適性検査実施方法

令和6年7月20日（土）の指定する時間帯にWEB上にて受験

#### ②論文試験実施方法

指定したテーマについて論文を作成し、同日中に指定アドレス宛メールにて提出

**(2) 第2次試験（面接試験） ※第1次試験合格者対象**

**【経営指導員研修生・事務職員】**

日 時 令和6年8月5日（月）又は6日（火）9：00～17：00の  
指定する時間帯

場 所 宮城県商工振興センター 会議室  
仙台市青葉区上杉一丁目14番2号 宮城県商工振興センター2F

**【経営指導員】**

日 時 令和6年8月7日（水）9：00～17：00の指定する時間帯

場 所 同上

**(3) 第3次試験（面接試験） ※第2次試験合格者対象**

**【経営指導員研修生・事務職員】**

日 時 令和6年8月28日（水）10：00～17：00の指定する時間帯

場 所 宮城県商工振興センター 会議室  
仙台市青葉区上杉一丁目14番2号 宮城県商工振興センター2F

**【経営指導員】**

日 時 令和6年8月30日（金）10：00～17：00の指定する時間帯

場 所 同上

## 5. 採用方法

**(1) 経営指導員として合格した場合**

合格者については、令和7年4月1日以降付で採用となり、県内商工会等にて勤務することになります。

**(2) 経営指導員研修生として合格した場合**

合格者については、令和7年4月1日付で採用となり、宮城県商工会連合会勤務となります。2年間の連合会勤務後、令和9年4月1日に県内の商工会に経営指導員として赴任します。

**(3) 事務職員として合格した場合**

事務職員として合格した者については、採用候補者名簿に登載後、職員の退職等の欠員状況に応じて採用され、県内商工会等にて勤務することになります。

採用時期については、前記3. のとおり、令和7年4月1日付の採用、又は令和6年10月1日以降付の採用となりますが、令和6年10月1日以降付採用の場合は、前記3.（2）記載商工会のいずれかで勤務することになります。

また、上記いずれかの時期でも採用に至らなかった場合は、引き続き同名簿に登載され、今年度途中又は令和7年度中に商工会等で欠員が生じ採用の必要性が生じた場合、試験内容等の結果を踏まえ同名簿から採用されることになります。

なお、採用名簿登載期限は令和8年3月31日までとなります。

## 6. 給与・待遇等

身分	宮城県商工会連合会職員として在籍し、県内商工会へ出向職員として勤務します。
初任給（給料月額） ※基本給 （新規学卒者の場合の実績）	給与規程による。（令和6年4月現在） （経営指導員研修生） 188,500円 （事務職員） 188,500円（大学卒業） 177,300円（短期大学） 167,700円（高等学校卒業） ※採用以前に民間企業等にて一定期間の職務経験がある場合には経験年数が初任給に加算される場合があります。 また、一定の公的資格保有者に対しても同様に加算される場合があります。
諸手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当等
昇給	年1回（1月1日）
賞与	給料月額等の4.50カ月分、年2回に分けて支給（6月、12月） （令和5年度実績）
就業時間	午前8時30分～午後5時15分 （実働8時間 うち休憩時間45分）
休日/休暇	完全週休2日制（土日）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、夏季休暇（4日）、年次有給休暇（年間20日）、育児・介護休暇、各種特別休暇（出産、忌引等）
社会保険	健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険
福利厚生	退職給与金（最大で給料月額の49.59ヶ月分）、職員年金共済、定期健康診断、職員協議会として各種給付制度あり。
教育制度	中小企業診断士養成課程への派遣制度、各階層別研修、各種業務研修等
その他	商工会は、法律（商工会法）に基づき設立された公益性の高い公的団体です。給与及び待遇等は宮城県に準じます。

## 7. 応募方法

- ① 受験申込書
- ② 履歴書（写真貼付：胸から上・脱帽・正面向き）
- ③ 職務経歴書（他社等で勤務経験がある場合・任意様式で可）
- ④ 公的資格を有する場合はそれを証する書面（受験申込書・公的資格欄参照）  
※ 商工会等の職員については、③は不要

（①受験申込書と②履歴書の様式は本会HPよりダウンロードしてください。）

上記書類を次の（１）（２）いずれかの方法でお申込みください。

（１）郵送または持参

〒980-0011

宮城県仙台市青葉区上杉一丁目14番2号 宮城県商工振興センター2階

宮城県商工会連合会 総務人事部人事研修課 宛

電話：022（225）8751

（２）必要書類をPDFにして下記メールアドレスへ送信

宮城県商工会連合会 総務人事部人事研修課：saiyou@office.miyagi-fsci.or.jp

※件名を「商工会等職員採用資格試験受験申込 氏名」としてお送りください。

※第1次試験を合格された方については第2次試験までに下記書類をご提出いただきます。（第1次試験合格者宛て別途案内いたします。）

- ・最終学歴の学校（大学又は高校）の卒業（見込み）証明書
- ・最終学歴の学校（大学又は高校）の成績証明書

（卒業後の年数経過により発行が出来ない場合は、不発行証明書）

## 8. 応募期間

令和6年6月3日（月）～令和6年7月16日（火）

※ 第1次試験受験方法は受験申込者にメールにて案内しますので、**受験申込書のメールアドレス欄には必ずメールアドレスをお間違えのないようハッキリと記入ください。**

**メール添付ファイルにてPDF、Wordファイル等を送信します。**

キャリアメール（docomo、au、softbank等）では正しく受信できない場合がありますので、その他**上記ファイルが受信できるメールアドレス**を記入ください。

※ 第1次試験受験方法の案内メールは応募期間終了後に、順次送信します。

**7月19日（金）正午までにメールが届かない場合には、本会人事研修課宛てお問い合わせください。**

## 経営指導員の受験資格にある「指導実務又は経営実務」(例示)

1. 指導実務に従事した経験を有する者とは、次に掲げる者であって、商工業の指導的な業務に従事していたと認められる者をいう。
  - (1) 商工鉱業行政及び税務、労働等の部門の公務員であった者
  - (2) 商工鉱業指導団体（例えば、中小企業団体中央会、商工会連合会、商工会、商工会議所、独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小企業大学校、法人会、青色申告会等）の常勤役職員であった者
  - (3) 商工鉱業関係組合（例えば、事業協同組合、商工組合等）の常勤役職員であった者
  - (4) 公認会計士、税理士又はその補助者であった者
  - (5) 親企業の役職員であって下請関係の業務を受け持っていた者
  - (6) 高等学校と同等以上の学校で、経営、簿記等を担当する教師であった者
  
2. 「経営実務」に従事した経験を有する者とは、次に掲げる者をいう
  - (1) 企業又は特別の法律により設立された法人（以下「企業等」という。）の経営者、常勤の役員であった者
  - (2) 企業等の総務、企画、経理、営業等の部門を専門的に担当していた常勤の職員であって、相当の責任ある地位にあった者